

議 案 目 録

令和7年(2025年)2月21日

番 号	件 名
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第9号))
議案第 2 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計予算
議案第 3 号	令和7年度(2025年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 4 号	令和7年度(2025年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算
議案第 5 号	令和7年度(2025年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号	令和7年度(2025年度)彦根市介護保険事業特別会計予算
議案第 7 号	令和7年度(2025年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 8 号	令和7年度(2025年度)彦根市病院事業会計予算
議案第 9 号	令和7年度(2025年度)彦根市水道事業会計予算
議案第 10 号	令和7年度(2025年度)彦根市下水道事業会計予算
議案第 11 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第 12 号	彦根市下石寺町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案
議案第 13 号	彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 15 号	彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 16 号	彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 17 号	彦根市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 18 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 19 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 20 号	彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例および彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第 21 号	彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例および彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 22 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 23 号	彦根市企業立地促進条例の一部を改正する条例案
議案第 24 号	彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 25 号	彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案第 26 号	彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 27 号	彦根市職員退隠料、遺族扶助料、退職給与金および死亡給与金支給条例等を廃止する条例案
議案第 28 号	美しいひこね創造条例を廃止する条例案
議案第 29 号	彦根市俳遊館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案
議案第 30 号	市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて
議案第 31 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 32 号	第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更することにつき議決を求めることについて
報告第 1 号	和解および損害賠償の額の決定について
報告第 2 号	和解および損害賠償の額の決定について

議案第 11 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正(第 1 条―第 5 条)

第 2 章 経過措置(第 6 条―第 10 条)

付則

第 1 章 関係条例の一部改正

(彦根市消防団条例および彦根市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 彦根市消防団条例(昭和 25 年彦根市条例第 10 号)第 2 条の 2 第 1 号

(2) 彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年彦根市条例第 13 号)第 13 条第 1 項第 1 号および第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号ならびに第 17 条第 4 項

(彦根市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員の分限に関する条例(昭和 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

(彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(1) 彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 33 号)第 6 条第 1 号

(2) 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)第 22 条の 2 第 3 号および第 4 号ならびに第 22 条の 3 第 1 項第 1 号および第 3 項第 1 号

(3) 彦根市長等の退職手当に関する条例(平成 3 年彦根市条例第 31 号)第 8 条第 2 号および第 9 条ただし書

(彦根市功労者表彰条例の一部改正)

第 4 条 彦根市功労者表彰条例(昭和 46 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(彦根市旅館等建築規制に関する条例等の一部改正)

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 彦根市旅館等建築規制に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 1 号)第 12 条第 1 項

(2) 彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)第 39 条

(3) 彦根市行政不服審査会条例(平成 28 年彦根市条例第 2 号)第 9 条

(4) 彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 35 号)第 35 条および第 36 条

(5) 彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 53 条から第 55 条まで

(6) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年彦根市条例第 6 号)第 20 条、付則第 3 条第 3 項および第 4 項ならびに付則第 4 条第 5 項

第 2 章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 6 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)または旧刑法第 16 条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)ならびにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例第13条第1項および第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)ならびに第17条第4項ならびに彦根市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)第22条第2項の規定により準用する場合を含む。)の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)および第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定(彦根市職員の給与に関する条例第23条第5項および第29条第8項において準用する場合、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和32年彦根市条例第43号)第6条の規定により一般職の職員の例による場合、彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成28年彦根市条例第5号)第7条ならびに彦根市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年彦根市条例第5号)第9条および第9条の2の規定により彦根市職員の給与に関する条例の規定によることとされる場合ならびに彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第6号)第5条第3項の規定により彦根市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による場合を含む。)の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第 10 条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

彦根市下石寺町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市下石寺町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された下石寺町地区地区計画の区域のうち、同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の規定により定められた下石寺町地区地区整備計画の区域(以下「地区整備計画区域」という。)内における建築物に関する制限を定めることにより、地区整備計画区域における適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法および建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)において使用する用語の例による。

(地区整備計画区域の区分)

第 3 条 地区整備計画区域は、保全地区と継承地区の 2 地区に区分する。

(建築物の用途の制限)

第 4 条 地区整備計画区域においては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- (1) 法別表第 2(イ)項第 1 号に掲げる建築物(長屋を除く。)
- (2) 法別表第 2(イ)項第 2 号に掲げる建築物(長屋を除く。)
- (3) 法別表第 2(イ)項第 3 号に掲げる寄宿舍(学生寮その他これに類するものに限る。)
- (4) 法別表第 2(イ)項第 5 号に掲げる神社および寺院

- (5) 法別表第2(イ)項第6号に掲げる建築物で、市が別に定める制限の基準の範囲内のもの
- (6) 法別表第2(イ)項第8号に掲げる建築物
- (7) 法別表第2(ニ)項第4号に掲げる建築物(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する建築物に限る。)
- (8) 都市計画法第29条第1項第2号および第11号に規定する開発行為を伴う建築物で、市が別に定める制限の基準の範囲内のもの
- (9) 都市計画法第34条第1号、第4号および第14号に規定する開発行為を伴う建築物で、市が別に定める制限の基準の範囲内のもの
- (10) 前各号に掲げる建築物に附属する車庫、物置その他これらに類するもの
- (11) 集会所その他の住民の自治活動の用に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものに限る。)

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 継承地区においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の10以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 継承地区においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 継承地区においては、建築物(現に建築物の敷地として使用されている土地を分割して建築する場合の建築物およびごみ集積所その他の住民の自治活動の用に供する建築物を除く。)の敷地面積は、200平方メートル(隅切りをした敷地は、180平方メートル)以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行または適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築

物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第8条 継承地区においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離および隣地境界線までの距離は、1.0メートル以上でなければならない。ただし、次に該当する建築物については、この限りでない。

- (1) 彦根市景観計画(彦根市景観条例(平成7年彦根市条例第26号)第7条に規定する景観計画をいう。)に定める景観形成基準の適用を受ける建築物
- (2) 現に建築物の敷地として使用されている土地を分割して建築する場合の建築物
- (3) ごみ集積所その他の住民の自治活動の用に供する建築物
- (4) 高さ2.3メートル以下かつ床面積5.0平方メートル以下の物置、車庫等
- (5) 壁面のない簡易な物置、車庫等

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、前面道路(前面道路が2以上ある場合は、そのうち敷地の地盤面に高さが最も近似するもの)の路面の中心から10メートル以下でなければならない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第10条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条および第7条から前条までの規定については、その敷地面積の過半が地区整備計画区域内に属するときは、その建築物または敷地の全部に適用する。

- 2 建築物の敷地が保全地区および継承地区の2地区にわたる場合における第4条および第7条の規定については、その敷地面積の過半が地区整備計画区域内に属するときは、当該敷地面積の過半の属する割合が最大の地区の制限を当該建築物またはその敷地の全部に適用する。
- 3 建築物の敷地が保全地区および継承地区の2地区にわたる場合における第8条の規定については、その建築物の部分の属する地区の制限を当該建築物またはその敷地の部分に適用する。
- 4 建築物の敷地が継承地区の内外にわたる場合においては、第5条の規定による制限を法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。
- 5 建築物の敷地が継承地区の内外にわたる場合においては、第6条の規定による制限を法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる基準に適合して増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替え(以下この条において

「増築等」という。)をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 増築等が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築等後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)および建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対してそれぞれ第5条および第6条の規定に適合すること。

(2) 増築等後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築等後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第5条、第6条、第8条または第9条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条、第6条、第8条または第9条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めて許可したものおよびその敷地については、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ彦根市都市計画審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者または占有者

(4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の

所有者、管理者または占有者

- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号中「子ども未来部」を「こども家庭部」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(彦根市職員の給与に関する条例および彦根市子ども・若者会議条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「子ども未来部」を「こども家庭部」に改める。

(1) 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)別表第 4 備考第 3 号

(2) 彦根市子ども・若者会議条例(平成 25 年彦根市条例第 36 号)第 8 条

議案第 14 号

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(昭和 45 年彦根市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項後段を削る。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2(第 3 条関係)

区分			使用料
普通自動車	彦根市営中央駐車場	定期駐車券(1 箇月)	5,230 円
	彦根市営河瀬駅前西口駐車場	1 日 1 回につき	620 円
		回数駐車券(620 円分有効券 11 枚つづり)	6,200 円

別表第 3 を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市駐車場の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた使用の申込みに係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された改正前の別表第 3 彦根市営中央駐車場の項に規定する回数駐車券については、当該回数駐車券の交付を受けた者から当該回数駐車券に係る未使用の部分について施行日以後に当該未使用の部分に係る使用料の還付の請求がなされた場合は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該未使用の部分に相当する使用料を還付

することができる。

議案第 15 号

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 15 条第 1 項中「配偶者(」の次に「婚姻の」を、「ある者」の次に「および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者」を、「定める者」の次に「(第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度(4 月 1 日から翌年の

3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 11 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(17) 緊急消防援助隊手当

第 23 条を第 24 条とし、第 20 条から第 22 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急消防援助隊手当)

第 20 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援または支援に従事した職員には、1 日につき 2,160 円を支給する。この場合において、当該消防の応援または支援に従事した間の業務については、他の特殊勤務手当は支給しない。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

彦根市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市手数料条例の一部を改正する条例

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表胃がん検診の項、子宮頸^{けい}がん検診の項および乳がん検診の項中「500 円」を「1,000 円」に改め、同表肺がん検診の項中「300 円」を「600 円」に、「500 円」を「1,000 円」に改め、同表歯科健康診査の項中「500 円」を「1,000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

区分	金額
(1) 法第 6 条第 1 項(法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第 18 条第 2 項(法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	18,000 円(構造計算書の添付を要しないものにあっては、17,000 円)
(イ) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	27,000 円(構造計算書の添付を要しないものにあっては、26,000 円)
(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	41,000 円(構造計算書の添付を要しないものにあっては、37,000 円)
(エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	46,000 円(構造計算書の添付を要しないものにあっては、40,000 円)
(オ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	55,000 円
(カ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	96,000 円

(キ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	150,000 円
(ク) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	240,000 円
(ケ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	300,000 円
(コ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	470,000 円
(サ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	790,000 円
イ 当該申請または通知(建築物省エネ法第 11 条第 6 項に規定する適合判定通知書またはその写しの提出がないものに限る。)に係る建築物の建築が、建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この表および第 3 条の 7 の表において「省令」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる特定建築行為に限る。)または建築物省エネ法第 12 条第 2 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(同号に掲げる特定建築行為に限る。)である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)または(イ)に掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)または(イ)に定める金額を加算した金額
	(ア) 一戸建て住宅
	a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 16,000 円
	b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 17,000 円
	(イ) 共同住宅または長屋住宅
	a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 27,000 円
	b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 40,000 円
	c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 62,000 円
	d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 79,000 円

	e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 161,000 円
	f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 293,000 円
	g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの 558,000 円
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	19,000 円
(イ) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	29,000 円
(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	36,000 円
(エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	39,000 円
(オ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	47,000 円
(カ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	66,000 円
(キ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	85,000 円
(ク) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	150,000 円
(ケ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	190,000 円
(コ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	290,000 円
(サ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	560,000 円
イ 当該申請または通知に係る建築物が、建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または建築物省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ウ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める金額を加算した金額

	(ア) 当該申請または通知に係る建築物の 全部が住宅の用途以外の用途に供する ものである場合
	a 床面積の合計が 300 平方メートル未 満のもの 9,400 円
	b 床面積の合計が 300 平方メートル以 上 1,000 平方メートル未満のもの 1 6,000 円
	c 床面積の合計が 1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メートル未満のもの 27,000 円
	d 床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの 81,000 円
	e 床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル未満のもの 127,000 円
	f 床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未満のも の 161,000 円
	g 床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メートル未満のも の 201,000 円
	h 床面積の合計が 50,000 平方メー トル以上のもの 282,000 円
	(イ) 当該申請または通知に係る建築物の 全部が住宅の用途に供するものである場 合
	a 一戸建て住宅 4,700 円
	b 共同住宅または長屋住宅
	(a) 床面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの 9,400 円
	(b) 床面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平方メートル未満のも の 20,000 円
	(c) 床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未満の もの 45,000 円
	(d) 床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未満 のもの 81,000 円

	(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 129,000 円
	(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 196,000 円
	(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの 297,000 円
	(ウ) 当該申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分について(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額
(3) 法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または法第 18 条第 20 項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	16,000 円
(イ) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	25,000 円
(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	30,000 円
(エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	35,000 円
(オ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	43,000 円
(カ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	62,000 円
(キ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	79,000 円
(ク) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	140,000 円
(ケ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	180,000 円
(コ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	280,000 円

(サ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	550,000 円
イ 当該申請または通知に係る建築物が、建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為または建築物省エネ法第 12 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物について、(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第 18 条第 28 項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	16,000 円
イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	24,000 円
ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	33,000 円
エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	35,000 円
オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	41,000 円
カ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	60,000 円
キ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	77,000 円
ク 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	130,000 円
ケ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	170,000 円
コ 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	270,000 円
サ 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	490,000 円
(5) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号もしくは第 2 号または第 18 条第 38 項第 1 号もしくは第 2 号（これらの規定を法第 87 条の 4 または第 88 条第 1 項もしくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	130,000 円
(5) の 2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円

(6) 法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	37,000 円
(7) 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	37,000 円
(8) 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築 の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(9) 法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく建築 の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(10) 法第 47 条ただし書の規定に基づく建築の 許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(11) 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし 書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項 ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、 第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項た だし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、 第 13 項ただし書または第 14 項ただし書(法第 87 条第 2 項もしくは第 3 項または第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基 づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	
ア イおよびウに掲げる場合以外の場合	170,000 円
イ 法第 48 条第 16 項第 1 号に該当する場合	100,000 円
ウ 法第 48 条第 16 項第 2 号に該当する場合	140,000 円
(12) 法第 51 条ただし書(法第 87 条第 2 項もし くは第 3 項または第 88 条第 2 項において準用 する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物 等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の手 数料	160,000 円
(12) の 2 法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基 づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に 対する審査の手数料	32,000 円
(13) 法第 52 条第 10 項、第 11 項または第 14 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例 の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(13) の 2 法第 53 条第 4 項または第 5 項の規定 に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の 申請に対する審査の手数料	37,000 円
(14) 法第 53 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建 築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る 許可の申請に対する審査の手数料	37,000 円
(15) 法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号 (法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を	160,000 円

含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の手数料	
(16) 法第 55 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(16) の 2 法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(17) 法第 55 条第 4 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(18) 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(19) 法第 57 条第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(20) 法第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積または壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(21) 法第 59 条第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(22) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(23) 法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の建ぺい率または同条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(24) 法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(24) の 2 法第 68 条の 3 第 7 項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(25) 法第 68 条の 4 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円

(25) の 2 法第 68 条の 5 の 2 の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(26) 法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(27) 法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(28) 法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(29) 法第 68 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(30) 法第 68 条の 7 第 5 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(31) 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	140,000 円
(31) の 2 法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(32) 法第 86 条第 1 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物の数が 1 または 2 である場合	85,000 円
イ 建築物の数が 3 以上である場合	85,000 円に 2 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(33) 法第 86 条第 2 項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合	85,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合	85,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(34) 法第 86 条第 3 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物の数が 1 または 2 である場合	220,000 円

イ 建築物の数が 3 以上である場合	220,000 円に 2 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(35) 法第 86 条第 4 項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合	220,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(36) 法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合	85,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合	85,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(37) 法第 86 条の 2 第 2 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合	220,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(38) 法第 86 条の 2 第 3 項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 建築物(一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合	220,000 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した金額

(39) 法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査の手数料	7,000 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した金額
(40) 法第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(41) 法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(42) 法第 86 条の 8 第 3 項(法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(42) の 2 法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(42) の 3 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	140,000 円
(42) の 4 法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	160,000 円
(43) 法第 87 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請または法第 87 条の 4 において準用する法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)	1 の建築設備につき 27,000 円(小荷物専用昇降機にあつては、12,000 円)
イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1 の建築設備につき 17,000 円(小荷物専用昇降機にあつては、6,900 円)
(44) (45) の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または法第 87 条の 4 において準用する法第 18 条第 20 項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1 の建築設備につき 32,000 円(小荷物専用昇降機にあつては、18,000 円)
(45) 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る昇降機に関する法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または法第 87	1 の昇降機につき 30,000 円(小荷物専用昇降機にあつては、18,000 円)

条の 4 において準用する法第 18 条第 20 項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
(46) 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第 87 条の 4 において準用する法第 18 条第 28 項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1 の建築設備につき 28,000 円 (小荷物専用昇降機にあつては、17,000 円)
(47) 法第 88 条第 1 項および第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認の申請または法第 88 条第 1 項および第 2 項において準用する法第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	1 の工作物につき 25,000 円
イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 の工作物につき 16,000 円
(48) 法第 88 条第 1 項および第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第 88 条第 1 項および第 2 項において準用する法第 18 条第 20 項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	1 の工作物につき 27,000 円
(49) 法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第 88 条第 1 項において準用する法第 18 条第 28 項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	1 の工作物につき 20,000 円
(50) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下この表において「政令」という。)第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替えに係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(51) 政令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替えに係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
(52) 政令第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000 円
備考	
1 (1) の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の区分に定	

める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合および移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受け、または適合すると認められた建築物の計画の変更(以下この表において「計画の変更」という。)をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをし、またはその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替えまたは用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 (2)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)および(3)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)の床面積の合計は、建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあっては当該移転、修繕または模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要となる建築物が2以上ある場合における(1)の項イおよび(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の規定の適用については、(1)の項イおよび(2)の項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

4 (4)の項の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。

5 この表の金額の欄に掲げる金額は、当該欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

第3条の6の表を次のように改める。

区分	金額
(1) 都市低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(都市低炭素化法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(イ) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	302,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、21,000円)

c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	385,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、32,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	543,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、85,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	665,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、132,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	783,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、166,000 円)
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	891,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、206,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,107,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、286,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	96,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、14,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	120,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、21,000 円)
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	155,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、32,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	246,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、85,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	318,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、132,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	380,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、166,000 円)
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	445,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、206,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	574,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、286,000 円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	47,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、8,700 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	50,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、8,700 円)
b 共同住宅または長屋住宅	

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	82,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、14,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	128,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、24,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	209,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、49,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	295,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、85,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	568,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、134,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	994,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、200,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,817,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、301,000 円)
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	25,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、8,700 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	26,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、8,700 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	40,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、14,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	64,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、24,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	111,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、49,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	164,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、85,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	294,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、134,000 円)

(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	493,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、200,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	859,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、301,000 円)
(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	36,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、8,700 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	38,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、8,700 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	61,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、14,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	96,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、24,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	160,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、49,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	229,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、85,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	432,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、134,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	745,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、200,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,338,000 円(評価書面の添付がなされたもの にあっては、301,000 円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額
(2) 都市低炭素化法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(都市低炭素化法第 54 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額に、法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認の申請または法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査の手

	数料として第 3 条の規定により算定して得られる額を加算した金額
(3) 都市低炭素化法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第 2 項において準用する都市低炭素化法第 54 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額(都市低炭素化法第 53 条第 2 項第 3 号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800 円)
(4) 都市低炭素化法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第 2 項において準用する都市低炭素化法第 54 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(3)の項の規定により算定して得られる金額に、法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認の申請または法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査の手数料として第 3 条の規定により算定して得られる額を加算した金額
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額
備考	
1 この表において「モデル建物法」とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。	
2 この表において「誘導性能基準」、「誘導仕様基準」および「誘導併用基準」とは、建築物のエネルギー消費性能を評価する基準として規則で定めるものをいう。	
3 この表において「評価書面」とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。	
4 (3)の項((4)の項において算定する場合を含む。)および(5)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。	
5 この表の金額の欄に掲げる金額は、申請 1 件当たりの金額とする。	

第 3 条の 7 の表を次のように改める。

区分	金額
(1) 建築物省エネ法第 11 条第 1 項または建築物省エネ法第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア イからエまでに掲げる場合以外の場合	
(7) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	242,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	300,000 円

c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	383,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	541,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	663,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	781,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	889,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,105,000 円
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	94,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	118,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	153,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	244,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	316,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	378,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	443,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	572,000 円

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(7) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	26,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	34,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	46,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	105,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	154,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	190,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	323,000 円
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	22,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	29,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	41,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	98,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	147,000 円

f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	224,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	311,000 円
ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)および(ウ)に掲げるとき以外のとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	44,000 円
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	48,000 円
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	80,000 円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	207,000 円
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	293,000 円
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	566,000 円
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,000 円
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,815,000 円
(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき。	

a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	23,000 円
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	24,000 円
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000 円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000 円
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	109,000 円
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	162,000 円
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	292,000 円
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	491,000 円
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	857,000 円
(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	34,000 円
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	36,000 円
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	59,000 円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,000 円

(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	158,000 円
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	227,000 円
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	430,000 円
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	743,000 円
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,336,000 円
エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額
	(ア) (イ)および(ウ)に掲げるとき以外のとき。
	a 一戸建て住宅
	(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 44,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
	(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの 48,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
	b 共同住宅または長屋住宅
	(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 80,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
	(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 126,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000 円)
	(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 207,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000 円)
	(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの

	293,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000 円)
	(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 566,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000 円)
	(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 992,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000 円)
	(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの 1,815,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000 円)
	(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき。
	a 一戸建て住宅
	(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 23,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
	(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 24,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
	b 共同住宅または長屋住宅
	(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 38,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
	(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 62,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000 円)
	(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 109,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000 円)
	(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 162,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000 円)

	(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 292,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000 円)
	(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 491,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000 円)
	(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの 857,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000 円)
	(り) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき。
	a 一戸建て住宅
	(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 34,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
	(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 36,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
	b 共同住宅または長屋住宅
	(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 59,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
	(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 94,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000 円)
	(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 158,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000 円)
	(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 227,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000 円)
	(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの

	430,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000 円)
	(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 743,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、198,000 円)
	(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの 1,336,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、299,000 円)
(2) 建築物省エネ法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	
ア 建築物省エネ法第 29 条第 3 項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	242,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	300,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、19,000 円)
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	383,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、30,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	541,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	663,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、130,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	781,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、164,000 円)

g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	889,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、204,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,105,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、284,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	94,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	118,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、19,000 円)
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	153,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	244,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	316,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	378,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、164,000 円)
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	443,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、204,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	572,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、284,000 円)
イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	44,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	48,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	80,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	207,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	293,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	566,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、198,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,815,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、299,000 円)
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	23,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,600 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	24,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,600 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	109,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	162,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	292,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000 円)

(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	491,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	857,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000 円)
(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	34,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	36,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	59,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	158,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	227,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	430,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	743,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,336,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000 円)
ウ 申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額
(3) 建築物省エネ法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額に、法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認の申請または法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査の手数料として

	第3条の規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額(建築物省エネ法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円)
(5) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる金額に、当該申請建築物について、法第6条第1項の規定による建築物の確認の申請または法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査の手数料として第3条の規定により算定して得られる額を加算した金額
(6) 省令第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1)の項の規定により算定して得られる金額
(7) 省令第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額
備考	
1 この表において「工場等」とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類する建築物をいう。 2 この表において「モデル建物法」とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。 3 この表において「仕様基準」、「併用基準」、「誘導性能基準」、「誘導仕様基準」および「誘導併用基準」とは、建築物のエネルギー消費性能を評価する基準として規則で定めるものをいう。 4 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。 (1) 建築物の新築、増築または改築をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合にあっては、当該増築または改築をする部分の床面積。次号および第7項において同じ。) (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の新築、増築または改築をする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) 5 この表において「評価書面」とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。 6 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。)および(7)の項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増	

加する部分の床面積)とする。

7 (6)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

8 この表の金額の欄に掲げる金額は、(2)の項から(5)の項までに係るものについては1の建築物についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 19 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

第 29 条中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 38 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改め、同条第 3 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 4 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

第 38 条の 3 第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 7 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 8 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例および彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例および彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 152 条第 13 項中「、栄養士または機能訓練指導員」を「、栄養士もしくは管理栄養士または機能訓練指導員」に改める。

(彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例および彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例および彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

(彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例(平成 27 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。))第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第 1 号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員

数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)」を「省令」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)」を削り、同項の表おおむね1,000人未満の項およびおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号または第3号」を「同項第2号または第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に質すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を削る。

第 5 条の見出し中「、利用料」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 6 条第 1 項中「、利用料」を削る。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の第 5 条第 3 項に規定する利用料に関して第 6 条第 1 項の減免を受けた者に係る同条第 2 項の規定による料金の追徴については、なお従前の例による。

議案第 23 号

彦根市企業立地促進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市企業立地促進条例の一部を改正する条例

彦根市企業立地促進条例(平成 29 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中エを削り、オをエとし、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 新設 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市内に事業所を有する者が新たに本市内に当該業種と異なる業種の事業所を設置すること。

イ 本市内に事業所を有しない者が新たに本市内に事業所を設置すること。

第 2 条第 11 号中「事業所設置助成金」を「市内事業者事業所設置助成金または同項第 4 号に規定する市外事業者事業所設置助成金」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「事業所用地取得助成金」を「市内事業者事業所用地取得助成金」に改め、「となった事業所の新設等」の次に「(新設にあつては、前条第 2 号アに掲げる新設に限る。以下この号および次号において同じ。)」を加え、「以下「基準年度」を「次号において「市内事業者基準年度」に改め、同項第 2 号中「事業所設置助成金」を「市内事業者事業所設置助成金」に、「基準年度」を「市内事業者基準年度」に改め、同項第 3 号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 市外事業者事業所用地取得助成金(指定事業者が指定の対象となった事業所の新設(前条第 2 号イに掲げる新設に限る。以下この号および次号において同じ。)を行った場合に、当該事業所の新設に係る投下設備固定資産に対して最初に固定資産税が賦課される年度(次号において「市外事業者基準年度」という。)以降 5 箇年度(同条第 1 号イに掲げる業種の事業所の新設であつて、当該事業所が規則で定める要件に該当するときは、7 箇年度。次号に

において同じ。)における各年度分の当該投下用地固定資産に係る固定資産税額に相当する額を、2億5千万円を限度として交付する助成金をいう。)

- (4) 市外事業者事業所設置助成金(指定事業者が指定の対象となった事業所の新設を行った場合に、市外事業者基準年度以降5箇年度における各年度分の当該投下設備固定資産に係る固定資産税額に相当する額を、2億5千万円を限度として交付する助成金をいう。)

第3条第3項中「事業所用地取得助成金」を「市内事業者事業所用地取得助成金」に、「事業所設置助成金」を「市内事業者事業所設置助成金」に、「第2条」を「前条」に改める。

第5条第1項第1号中「オ」を「エ」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条および第3条の規定は、この条例の施行の日以後にこの条例による改正後の第5条第1項の規定による指定を受けた者について適用し、同日前にこの条例による改正前の第5条第1項の規定による指定を受けた者については、なお従前の例による。

議案第 24 号

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学または水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科またはこれ」を「において機械工学科もしくは電気工学科またはこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「第 1 号もしくは第 2 号に規定する課程および学科目または第 3 号もしくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで」に改め、「または学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験

年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあつては1年」を「にあつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「および第4号」を「または第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目またはこれらに相当する学科目」を「の課程またはこれらに相当する課

程(土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同項第 4 号中「および第 4 号」を「または第 5 号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同項第 5 号中「第 2 号」を「第 1 号もしくは第 2 号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第 34 条第 1 項および第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 4 条第 2 項を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「疾病となった」を「障害の状態となった」に、「9,100 円」を「9,700 円」に改め、同号ただし書中「14,200 円」を「14,500 円」に改め、同条第 3 項中「または第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500 円」を「12,900 円」に、「13,350 円」を「13,700 円」に、「14,200 円」を「14,500 円」に、「10,800 円」を「11,300 円」に、「11,650 円」を「12,100 円」に、「9,100 円」を「9,700 円」に、「9,950 円」を「10,500 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項第 2 号および同条第 3 項ならびに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)および同日前に支給すべき事由の生じた

同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 26 号

彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 33 号)
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 1 0 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長および 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、
同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 27 号

彦根市職員退隠料、遺族扶助料、退職給与金および死亡給与金支給条例等を廃止する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員退隠料、遺族扶助料、退職給与金および死亡給与金支給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 彦根市職員退隠料、遺族扶助料、退職給与金および死亡給与金支給条例(昭和 12 年彦根市条例第 9 号の 2)
- (2) 彦根市職員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例臨時特例条例(昭和 23 年彦根市条例第 37 号)
- (3) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた彦根市職員退隠料および遺族扶助料の特例に関する条例(昭和 28 年彦根市条例第 17 号)
- (4) 昭和 27 年 10 月 31 日以前に給与事由の生じた彦根市職員退隠料および遺族扶助料の特例に関する条例(昭和 29 年彦根市条例第 7 号)
- (5) 彦根市雇傭人退職年金等支給条例(昭和 30 年彦根市条例第 5 号)
- (6) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料および遺族扶助料等の年額の改定に関する条例(昭和 31 年彦根市条例第 41 号)
- (7) 彦根市他の地方公共団体の退職金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と市の退隠料および退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 49 号)
- (8) 平成元年 4 月分から同年 7 月分までの扶助料に係る加算の年額の特例に関する条例(平成 2 年彦根市条例第 11 号)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

美しいひこね創造条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

美しいひこね創造条例を廃止する条例

美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による廃止前の美しいひこね創造条例(以下「旧条例」という。)第 8 条の規定により登録者名簿に登録された者に係る旧条例第 9 条および第 11 条の規定は、令和 7 年度に限り、なおその効力を有する。
- 3 市長は、令和 7 年度に限り、旧条例第 12 条の規定により地域通貨(以下「彦」という。)を発行することができる。
- 4 前項および旧条例第 12 条の規定により市長が発行した彦に係る旧条例第 13 条から第 19 条までの規定は、令和 7 年度に限り、なおその効力を有する。
- 5 施行日前に旧条例第 23 条第 2 項の規定により団体登録者名簿に登録された団体に係る旧条例第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条第 2 項および第 27 条の規定は、令和 7 年度に限り、なおその効力を有する。
- 6 旧条例第 24 条第 2 項の規定(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第 24 条第 2 項の規定を含む。)により彦の換金を受けた団体に係る旧条例第 28 条および旧条例第 30 条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 前 5 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 29 号

彦根市俳遊館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市俳遊館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市俳遊館の設置および管理に関する条例(平成 8 年彦根市条例第 18 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による廃止前の彦根市俳遊館の設置および管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第 15 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 10 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 15 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 30 号

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の廃止および認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
58	松原町大黒前鴨ノ巣線	彦根市松原町字大黒 3761 番 5	彦根市松原町字鴨ノ 巣 3620 番 5	
168	正法寺町三十六五反田 線	彦根市正法寺町字三 十六 587 番 1	彦根市正法寺町字下 五反田 615 番 4	
232	原町平野・宮下線	彦根市原町字平野 470 番 4	彦根市原町字宮下 196 番 1	
305	松原 7 号線	彦根市松原一丁目字 大黒 30 番 2	彦根市松原一丁目字 大黒 1 番 3	
331	尾末町 2 号線	彦根市尾末町 23 番	彦根市尾末町 10 番 1	
543	松原町大上後線	彦根市松原町字聖前 512 番 2	彦根市松原町字大上 後 828 番 1	
2020	古沢町御殿道 1 号線	彦根市古沢町字御殿 道 758 番 17	彦根市古沢町字御殿 道 758 番 6	

2153	原町平野・一ツ松線	彦根市原町字平野 472 番 3	彦根市原町字一ツ松 364 番 1	
3442	高宮町長田・宮ノ北 1 号線	彦根市高宮町字宮ノ 北 1779 番 5	彦根市高宮町字宮ノ 北 1779 番 8	
4216	南川瀬町尻廣 1 号線	彦根市南川瀬町字尻 廣 1480 番 35	彦根市南川瀬町字尻 廣 1480 番 9	

2 認定

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
58	松原町大黒前鴨ノ巣線	彦根市松原町字大黒 3761 番 3	彦根市松原町字鴨ノ 巣 3620 番 5	
168	正法寺町三十六五反田 線	彦根市正法寺町字三 十六 519 番 9	彦根市正法寺町字下 五反田 615 番 4	
232	原町平野・宮下線	彦根市原町字平野 472 番 3	彦根市原町字宮下 204 番	
305	松原 7 号線	彦根市松原一丁目字 大黒 27 番	彦根市松原町字大黒 3761 番 4	
331	尾末町 2 号線	彦根市尾末町 23 番	彦根市尾末町 10 番 3	
543	松原町大上後線	彦根市松原町字聖前 512 番 2	彦根市松原町字大上 後 828 番 1	
2020	古沢町御殿道 1 号線	彦根市古沢町字御殿 道 758 番 17	彦根市古沢町字石ヶ 崎 934 番 28	
2171	正法寺町溝内線	彦根市正法寺町字溝 内 638 番 6	彦根市正法寺町字溝 内 638 番 13	
2172	古沢町松縄手南 3 号線	彦根市古沢町字御殿 道 757 番 9	彦根市古沢町字松縄 手南 513 番 1	
2173	彦根インター南団地 40 号線	彦根市西沼波町字市 後野 216 番 17	彦根市西沼波町字市 後野 216 番 10	
2174	外町長山 2 号線	彦根市西沼波町字市 後野 216 番 16	彦根市外町字長山 18 番	
2175	原町側道 1 号線	彦根市原町字平野 472 番 3	彦根市原町字平野 462 番 3	
2176	原町側道 2 号線	彦根市原町字一ツ松 395 番 2	彦根市原町字平野 459 番 3	
3442	高宮町長田・宮ノ北 1 号線	彦根市高宮町字宮ノ 北 1779 番 5	彦根市高宮町字宮ノ 北 1787 番	

3520	野瀬町上須川 2 号線	彦根市野瀬町字上須川 37 番 3	彦根市野瀬町字上須川 38 番 2	
3521	高宮町長田線	彦根市高宮町字長田 1694 番 11	彦根市高宮町字長田 1694 番 5	
3522	大堀町野瀬 4 号線	彦根市大堀町字野瀬 558 番 12	彦根市大堀町字野瀬 558 番 3	
4216	南川瀬町尻廣 1 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 35	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 36	
4219	八坂町 22 号線	彦根市八坂町字宮前 2966 番 6	彦根市八坂町字南宮 3002 番 1	
4220	川瀬馬場町北線	彦根市川瀬馬場町字ゲホ 697 番 7	彦根市川瀬馬場町字北 672 番 15	

議案第 31 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

ごみ焼却場 3 号炉乾燥帯火格子

2 契約金額

37,400,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 東京都品川区大崎一丁目 5 番 1 号大崎センタービル
- (2) 名 称 日鉄エンジニアリング株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 石 倭 行 人

4 契約方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

議案第 32 号

第 2 期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

第 2 期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更することにつき議決を求めることについて

第 2 期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略を別添のとおり変更することにつき、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市条例第 2 号)の規定により、議会の議決を求める。

報告第 1 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 2 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)1 月 23 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 12,705 円を支払う。

3 事案の概要

令和 6 年 11 月 24 日午前 7 時 35 分頃、彦根市服部町 1460 番地先の市道上稲葉野良田線において、相手方の車両が当該道路を北西方向に走行していたところ、当該道路の陥没部分に左前輪が落下したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 2 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)2 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 3 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)1 月 30 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 22,974 円を支払う。

3 事案の概要

令和 6 年 11 月 27 日午後 8 時 45 分頃、彦根市三津屋町 1264 番 20 地先の湖東地区広域営農団地農道において、相手方の車両が当該道路を南西方向に走行していたところ、当該道路に倒れていた樹木に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの